

議案第 5 3 号

区域外における公の施設の設置に関する協議について

山陽小野田市の上水道施設を宇部市に設置することについて、地方自治法第 2 4 4 条の 3 第 1 項の規定により協議を行うため、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 2 3 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

## 区域外における公の施設の設置に関する協議書

山陽小野田市の上水道施設を宇部市に設置することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により次のとおり定める。

令和7年6月 日

宇部市長 篠崎圭二

山陽小野田市長 藤田剛二

- 1 公の施設の名称  
山陽小野田市水道事業
- 2 設置の目的  
小野田・楠企業団地内に建設される工場への給水のため。
- 3 設置の場所  
小野田・楠企業団地内（宇部市大字船木字迫田）
- 4 給水の主体  
山陽小野田市水道局
- 5 利用条件  
山陽小野田市水道事業給水条例（平成17年山陽小野田市条例第195号）に定めるところによる。
- 6 経費の負担  
上水道施設に関する経費については、両市が負担するものとし、その負担割合は別に協議して定める。
- 7 その他  
この協議書で定めるもののほか必要な事項は、別に協議して定める。